



発 行 新 潟 県 第 100 号 100 号 令和 6 年12月24日 無週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1357 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定(福祉保健総務課)
- 1358 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届(福祉保健総務課)
- 1359 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届(福祉保健総務課)
- 1360 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の休止届(福祉保健総務課)
- 1361 土地改良区連合役員の退任届(農地計画課)
- 1362 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1363 公共測量の終了通知(監理課)
- 1364 公共測量の終了通知(監理課)
- 1365 公共測量の終了通知(監理課)
- 1366 公共測量の終了通知(監理課)
- 1367 公共測量の終了通知(監理課)
- 1368 公共測量の終了通知(監理課)
- 1369 公共測量の終了通知(監理課)
- 1505 公共例里の於「迪加(血注味)
- 1370 道路の区域変更(道路管理課)
- 1371 道路の供用開始(道路管理課)
- 1372 道路の区域変更(道路管理課)
- 1373 道路の供用開始(道路管理課)

公 告

一般競争入札の実施(管財課)

大規模小売店舗の変更(地域産業振興課)

選挙管理委員会規程

- 15 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)
- 16 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)
- 17 新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)
- 18 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程(選挙管理委員会)

内水面漁場管理委員会公告

第5種共同漁業権に基づく令和7年増殖計画(水産課)

公安委員会告示

- 155 技能検定員審査の実施(運転免許センター)
- 156 教習指導員審査の実施(運転免許センター)

告 示

◎新潟県告示第1357号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国 した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてそ の例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。 令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

					1
事業者の名称	主たる事務所の	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービス	指定年月日
	所在地			の種類	
マルイメディ	長岡市上除町甲	はすがた薬局	長岡市蓮潟4丁	居宅療養管理指	令和6年7月12日
カル株式会社	132番地69	はりかに架向	目2番16号	導	77/11/01 11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11
			上越市とよば		
社会福祉法人	上越市とよば	ケアホームあい	107番地 イル	小規模多機能型	令和6年10月13日
高田福祉会	112番地	びす	クオーレとよば	居宅介護	7740 平10月13日
			2 階		
			上越市とよば	介護予防小規模	
社会福祉法人	上越市とよば	ケアホームあい	107番地 イル	多機能型居宅介	令和6年10月13日
高田福祉会	112番地	びす	クオーレとよば	多機 化 至 凸 七 刀 護	77/11/0 十10月13日
			2階	受	

◎新潟県告示第1358号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり 変更した旨の届出があった。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

事業	美者の名称	-	主たる事務所の所在地		事業所の名称	事業所の所在地	変更年月日	
新	医療法人 徳新会	新	三重県四日市市久保田二丁目1番2号	介護	 養老人保健施設優和	村上市勝木1340	令和6年10月1日	
旧	医療法人 徳洲会	旧	大阪市北区梅田一丁目 3番1-1200号	の里	<u>!</u>	-1	740年10月1日	
新	医療法人 徳新会	新	三重県四日市市久保田 二丁目1番2号	新	山北徳新会病院	村上市勝木1340	令和6年10月1日	
旧	医療法人 徳洲会	旧	大阪市北区梅田一丁目 3番1-1200号	旧 山北徳洲会病院		-1	17/H O 十10万 I I	
新	医療法人 徳新会	新	三重県四日市市久保田二丁目1番2号	新	山北徳新会介護医 療院	村上市勝木1340	令和6年10月1日	
旧	医療法人 徳洲会	旦	大阪市北区梅田一丁目 3番1-1200号	旦	山北徳洲会介護医 療院	- 1	7740平10月1日	
新	医療法人 徳新会	新	三重県四日市市久保田二丁目1番2号	新	山北徳新会介護セ ンター	村上市勝木1340	今和6年10月1 日	
旧	医療法人 徳洲会	旧	大阪市北区梅田一丁目 3番1-1200号	旧	山北徳州会介護セ ンター	- 1	令和6年10月1日	

◎新潟県告示第1359号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり 廃止した旨の届出があった。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
-------------------	--------	---------	-------

アースサポート株式 会社	東京都渋谷区本町一丁 目4番14号	アースサポート三条	三条市興野2丁目7 番19号	令和6年10月31日	
ウエルシア薬局株式	東京都千代田区外神田	ウエルシア薬局三条	三条市下保内1050-	令和6年12月31日	
会社	二丁目2番15号	保内店	1		
ウエルシア薬局株式	東京都千代田区外神田	ウエルシア薬局新発	新発田市上館483番	令和6年12月31日	
会社	二丁目2番15号	田加治店	地	77年12月31日	
ウエルシア薬局株式	東京都千代田区外神田	ウエルシア薬局五泉	五泉市東本町2-82	今和6年0月20日	
会社	二丁目2番15号	店	- 1	令和6年9月30日	

◎新潟県告示第1360号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項に おいてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり 休止した旨の届出があった。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

D The	56 A 46	休止年月日
名 称	所 在 地	// 11 平月日
ピクニック居宅介護支援事業所	柏崎市松波2丁目1番6号	令和6年10月31日
特別養護老人ホーム歌代の里	佐渡市浜田140番地1	令和6年10月1日

◎新潟県告示第1361号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新発田市の加治 川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年12月24日

新潟県新発田地域振興局長

1 退任

監事 新発田市中野17番地2 嶋津 登美雄

退任年月日 令和6年12月9日

◎新潟県告示第1362号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用用排水施設整備(農地環境整備)事業に係る換地計画を定めたので、令和6年12月25日から令和7年1月29日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名(換地区名)	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	赤沢地区 (全換地区)	換地計画書の写し	糸魚川市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から 起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消 しの訴えを提起することができる。
- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1363号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、阿賀野市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業期間 令和6年4月20日から令和6年9月30日まで
- 3 作業地域 新潟県阿賀野市全域

◎新潟県告示第1364号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、見附市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業期間 令和6年4月20日から令和6年9月30日まで
- 3 作業地域 新潟県見附市全域

◎新潟県告示第1365号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量 数値図化 (新規 地図情報レベル500)
- 2 作業期間 令和6年9月11日から令和6年11月26日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市0.18㎞ (新規数値図化)

◎新潟県告示第1366号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営防災重点農業用ため池緊急整備事業 青野地区 基準点測量)
- 2 作業期間 令和5年11月1日から令和5年11月30日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市青野 地内

◎新潟県告示第1367号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営防災重点農業用ため池緊急整備事業 仲伝尻下地区 基準点測量)
- 2 作業期間 令和6年4月15日から令和6年5月31日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市吉川区天林寺 地内

◎新潟県告示第1368号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興 局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

県

報

令和6年12月24日

花角 英 世 新潟県知事

- 1 作業種類 公共測量(県営ため池等整備事業 大岩地区 基準点測量)
- 2 作業期間 令和6年4月22日から令和6年8月31日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市吉川区山直海 地内

◎新潟県告示第1369号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興 局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(県営ため池等整備事業 大滝地区 基準点測量)
- 2 作業期間 令和6年7月16日から令和6年11月30日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市吉川区赤沢 地内

◎新潟県告示第1370号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務 所用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線 名 三川インター線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
東蒲原郡阿賀町吉津字堂ノ内132番4から	新	12.2~46.0メートル	1,242.2メートル
同郡同町吉津字大平3812番10まで	旧	9.4~46.0メートル	1,240.8メートル

◎新潟県告示第1371号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務 所用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

- 三川インター線 1 路線名 県道
- 2 供用開始の区間

東蒲原郡阿賀町吉津字堂ノ内132番4から同郡同町吉津字大平3812番10まで

3 供用開始の期日 令和6年12月24日

◎新潟県告示第1372号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地 ・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名仙納徳合線
- 3 道路の区域

区間	新旧	の別敷	地の	幅 員	延	長
糸魚川市大字徳合字一ノ谷4779番1;	から	新 6.5~	15. 0メー	-トル	76.1メートル	
同市大字徳合字ソリ潟4823番3まで	I	日 6.5~	15. 0メー	-トル	76.1メートル	

◎新潟県告示第1373号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地 ・行政課において縦覧に供する。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 仙納徳合線
- 2 供用開始の区間

糸魚川市大字徳合字一ノ谷4779番1から同市大字徳合字ソリ潟4823番3まで

3 供用開始の期日 令和6年12月24日

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県地域振興局電力供給について、次のと おり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める政令(平成7年 政令第372号)の適用を受けるものである。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件名及び数量

新潟県地域振興局電力供給(新潟地域振興局新津庁舎他7庁舎) 一式

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 供給期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告に係る入札参加資格確認申請書等を提出した日から入札日までの間において、新潟県知事から指名 停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。

- (3) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者との社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 4(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との契約において、当該契約の全部又は一部について債務 不履行をした者でないこと。
- (7) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登録されている者であること。
- (8) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況等に関し、環境配慮の基準に掲げる条件を満たす者であること。
- 3 入札説明書の交付等
 - (1) 入札説明書の交付場所

入札説明書の交付は、本公告の日から新潟県総務部管財課ホームページで公開する。

URL https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kanzai/

- (2) 契約条項を示す場所
 - (1)に同じ。
- (3) 間い合わせ先

郵便番号950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務部管財課庁舎設備班

電話:025-280-5066

Eメール ngt010080@pref.niigata.lg.jp

- 4 入札の日時及び場所
 - (1) 日時

令和7年2月14日(金)午後2時

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁16階入札室

- 5 その他
 - (1) 契約において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。) とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号、以下「財務規則」という。)第44条第1号又 は第3号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

(4) 新潟県物品等入札参加資格申請

新潟県物品等入札参加資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、 新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和7年1月7日(火)午後5時までに、新潟県出納局会計検査課 に提出しなければならない。

提出先 郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (10階)

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話番号 025-280-5490

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書等を令和7年1月27日(月)午後5時までに、本公告に示した入札参加資格を証明する書類を添付して、上記3(3)の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

入札に参加を希望する者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求め

られた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

財務規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(10) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Procurement project name and quantity:

Electric Power supply for Niigata Prefecture Regional Promotion Bureau (Niigata Regional Promotion Bureau Niitsu Government Building and seven other government buildings) [1] set

(2) Supply period:

From April 1, 2025 to March 31, 2026

(3) Deadline for application for confirmation of eligibility to bid:

5:00 P.M. (Mon.) January 27, 2025

(4) Date of bid opening:

2:00 P.M. (Fri.) February 14, 2025

(5) For more information, please contact the following division in Japanese:

Property Administration Division

Department of General Affairs

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL:025-280-5066

E-mail: ngt010080@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年12月24日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 MEGAドン・キホーテ柏崎店

所在地 柏崎市東長浜町字東江149 外

設置者 株式会社長崎屋

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)株式会社長崎屋 代表取締役 赤城 真一郎 他8者 (変更後) 株式会社長崎屋 代表取締役 赤城 真一郎 他7者

3 変更年月日

令和5年6月12日 他

4 変更の理由

小売業を行う者及び住所に変更が生じたため

5 届出年月日

令和6年12月13日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、柏崎市産業振興部商業観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和6年12月24日から令和7年4月24日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先 地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第15号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

	改	正	後				也	正	前		
別表第1 (病院) 別表第1 (病院)											
	市区町村名	病院の名称	所	在	地		市区町村名	病院の名称	所	在	地
	(略)						(略)				
	上越市	(略)	(略)				上越市	(略)	(略)		
								介護老人保健施設	上越市	7大道社	畐田
								アルカディア上越	<u>560</u>		
	(略)						(略)				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第16号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

報

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

	改正		後			改	正		前	
別表第4(第	[43条関係]	別表第4(第	5 43条関係)							
1 (略)			T		1 (略)	· .				
候補者届	テレビジョンカ	女送	ラジオ放送		候補者届	テレビジ:	ョン方	女送	ラジオ放送	
出 政 党 の 届 出 候 補 者の数	基幹放送事業 者名	回数	基幹放送事業 者名	回数	出政党の 届出候補 者の数	基幹放送 ³ 者名	事業	回数	基幹放送事業 者名	回数
1人又は	株式会社新潟 放送	1			1人又は	株式会社が		1	_	
2人	株式会社NS T新潟総合テ	1	_	_	2人	株式会社等		1		
	<u>レビ</u> 株式会社新潟	1			3人から	株式会社	絵網	1	株式会社新潟	1
3人から5 人まで	<u>放送</u> 株式会社 N S		株式会社新潟放送	1	5人まで	株式会社第		1	放送	
	<u>T新潟総合テ</u> レビ	1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		6人	株式会社		2	株式会社新潟	2
						株式会社等		2	放送	۷

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第17号

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県選挙事務取扱規程(昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後 改 正 前

(開票立会人を選任した場合の通知)

第44条 市町村委員会若しくは開票管理者が法<u>第62</u> 条第9項の規定により開票立会人を選任した場合 の通知は、別記第38号様式に準じてしなければな らない。

第7号様式の3

(略)

次の者は、登録の際に登録されるべきでなかった 者であるので、公職選挙法<u>第28条第4号</u>の規定によ り選挙人名簿から抹消した。

(略)

第38号様式

(略)

あなたを何年何月何日執行の何選挙における開票 所の開票立会人に選任したので、公職選挙法<u>第62条</u> 第9項の規定により通知しますから下記により参会 してください。

なお、開票立会人は、公職選挙法<u>第62条第11項</u>の 規定により、正当な事由がなければその職を辞する ことができないことになっておりますので念のため 申し添えます。

(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(開票立会人を選任した場合の通知)

第44条 市町村委員会若しくは開票管理者が法<u>第62</u> 条第8項の規定により開票立会人を選任した場合 の通知は、別記第38号様式に準じてしなければな らない。

第7号様式の3

(略)

次の者は、登録の際に登録されるべきでなかった 者であるので、公職選挙法<u>第28条第3号</u>の規定によ り選挙人名簿から抹消した。

(略)

第38号様式

(略)

あなたを何年何月何日執行の何選挙における開票 所の開票立会人に選任したので、公職選挙法<u>第62条</u> 第8項の規定により通知しますから下記により参会 してください。

なお、開票立会人は、公職選挙法<u>第62条第10項</u>の 規定により、正当な事由がなければその職を辞する ことができないことになっておりますので念のため 申し添えます。

(略)

新潟県選挙管理委員会規程第18号

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年12月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を改正する規程

第1条 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程 (昭和 27 年新潟県選挙管理委員会規程第5号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

TF. 後 改 TF. 前 第1号様式の3 第1号様式の3 (略) (略) (C) 表 有効投票効力決定表 (記載無効のないも (C) 表 有効投票決定表 (記載無効のないもの) (D) (略) (略) 第1号様式の4 第1号様式の4 (略) (略) (D) 表 有効投票効力決定表 (記載無効のあるも (D) 表 有効投票決定表 (記載無効のあるもの) (D) (略) (略) 第1号様式の5 第1号様式の5 (略) 所定の用紙を用いないもの (略) 成規の用紙を用いないもの (略) ×の記号以外の事項を記載し ×以外の事項を記載したもの たもの (略) (略) (略) (略) 第2号様式の3 第2号様式の3 (略) (略) (略) (略) 所定の用紙を用いないもの (略) 成規の用紙を用いないもの (略) すべての裁判官について記載を無効とさ (略) 全ての裁判官について記載を無効とされ (略) れたもの たもの 所定の用紙を用いないもの 成規の用紙を用いないもの (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)

第2号様式の5

(略)

(略)	(略)		(略)		(略)
	所定	(略)	所定	(略)	
	の用		の用		
	紙を		紙を		
	用い		用い		
	ない		ない		
	もの		もの		
(略)					

附表の2 (投票計算表 (その3) の様式)

(略)

(略)	(略)					無
	(略)	在	投	入	そ	効
		外	票	場	の	投
		投	用	券	他	票
		票	紙	等	()	率
		\mathcal{O}	\mathcal{O}	\mathcal{O}		((1)
		不	持	投		
		受	帰	入		(ウ))
		理	り			<u>×100</u>
		(‡)	(力)	<u>(ケ)</u>	(1)	<u>(†)</u>
(略)	•					

注1~3 (略)

- 4 (キ)欄には在外投票の代理投票及び在外投票の代理投票の仮投票で不受理としたものを 含めて記載すること。
- <u>5</u> (サ)欄の無効投票率については小数点3位 を四捨五入し、2位にとどめること。

第4号様式

(略)

審査分会立会人 氏 名 様

(略)

審査分会立会人の選任について

何年何月何日執行の最高裁判所裁判官国民審査に おける県審査分会の<u>審査分会立会人</u>に最高裁判所裁 判官国民審査法第27条第4項の規定により選任した ので下記により参会してください。

(略)

第2号様式の5

(略)

(略)	(略)		(略)		(略)
	成規	(略)	成規	(略)	
	の用		の用		
	紙を		紙を		
	用い		用い		
	ない		ない		
	もの		もの		
(略)					

附表の2(投票計算表(その3)の様式)

(略)

(略)	(略)				無
	(略)	投	入	そ	効
		票	場	0)	投
		用	券	他	票
		紙	等	()	率
		の	\mathcal{O}		((1)
		持	投		
		帰	入		(ウ))
		り			
		(‡)	<u>(7)</u>	<u>(ケ)</u>	(1)
(略)				•	

注1~3 (略)

<u>4</u> (コ)欄の無効投票率については小数点3位 を四捨五入し、2位にとどめること。

第4号様式

(略)

審査立会人 氏 名 様

(略)

審査立会人選任について

何年何月何日執行の最高裁判所裁判官国民審査に おける県審査分会の<u>審査立会人</u>に最高裁判所裁判官 国民審査法第27条第4項の規定により選任したので 下記により参会してください。

(略)

第2条 最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部を次のように改正する。

附表の1 (投票に関する調(その1) の様式) 及び附表の1の2 (投票に関する調(その2) の様式) を次の様式に改める。

附表の1 (投票に関する調(その1)の様式) その1

(最高 国	高裁判所 民		官 查		投	票に関	目する	調(その1)					何 何	投票区開票区
\ \	登	名	補	随	選名	左を	選者	選		左	のう	ち		投
分分	録日	簿	正	時	学 期 簿	のう	挙の期日	举	投	票	者数	(夕)	棄	
\	現	登	登	抹	日登	ち選な	選前	Ħ	当	期	不在		権	
	在に	録者	録	消	現 在 録	挙当い	権要	有	日投	前	者	計		票
性	おけ	総	者	者	選者	日選の	ίι	権者	票	投票	投票	р	者	
別	る	数	数	数	人数	権数	なたい者	数	者	者	者		数	繂
	(ア	')	(1)	(ウ)	(エ) (ア+イ-ウ)	(才)	(カ)	(キ) (エ-オ+カ)	(a)	(b)	(c)	(a+b+c)	(ケ)	(コ) (ク)/(キ)×100
男			()	()										. %
女			()	()										. %
			()	()										%
計														

- 1 この様式は、指定在外選挙投票区以外の投票区において用いる様式である。
 - 2 (イ) 欄及び(ウ) 欄には、異議の申出にかかる登録者及び抹消者を含めて記載し、その数を()内書で再掲すること。
 - 3 (キ)欄、(ク)欄及び(ケ)欄には、選挙権の無いため不受理とした数は含めないこと。 (投票管理者が作成する場合、選挙権のないため仮投票した数についても同様とする。)
 - 4 (コ)欄については、小数点3位を四捨五入して、2位にとどめること。
 - 5 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区の投 票管理者が作成する場合は、(ケ)欄及び(コ)欄に斜線を引くこと。
 - 6 投票管理者が作成する場合は、上表欄外の文字中「開票区」を抹消し、開票管理者が作成する場合は、欄外の文字中「投票区」を抹消すること。

その2

最高	高裁判所裁判 民 審	判官 查		投	票に	関す	る調(その1))					可投票可開票	
\ ×	登 名	補	随	選及登	左を	選者	選			左の)) ;	5		ž	ž
分分	録海日	Œ	時	挙び 期在	の有う	挙 で 当 明	举当		投	票者数	女 (ク)		棄		
$ \cdot $	現 登 在 録	登	抹	日 現外 在選	ち選挙		E O	当日	期日	不在	在外		権	1 27	r
$ \cdot $	に者	録	消	選挙者	当り日者	選挙権を有	有	投	前	者投	投	計	者	27	١
性	お け ^総	者	者	人 名名	選が	しなた	権者	票	投票	授票	票		数		
84	る数	数	数	簿簿数	権数	い者	数	者	者	者	者		剱	24	8
29/1	(ア)	(1)	(ウ)	(工)	(才)	(力)	(キ)	(a)	(b)	(c)	(d)	(a+b+c+d)		(=	
				(ア+イ-ウ)			(エ-オ+カ)						(キーク)	(2)/(=	_
男	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]		[]	[]	[.	- 1
		()	()											_	%
女	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]		[]	[]	[
計	[]	()	()	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]		[]	[]	[.	% ·]

- 1 この様式は、指定在外選挙投票区及び開票管理者において用いる様式である。

 - 2 在外選挙に係る者の数を含めて記載し、その数を[]内書で再掲すること。 3 (d)欄には、「郵便等投票」「在外公館投票」における在外投票者数を記載すること。なお、在外審査人が国内において投票した場合は、(a) ~(c)欄のいずれかに記載することとなる。
 - 4 (イ)欄及び(ウ)欄には、異議の申出にかかる登録者数及び抹消者数を含めて記載し、その数を()内書で再掲(在外選挙に係る者の
 - 数を含む。)すること。 (キ)欄、(ク)欄及び(ケ)欄には、選挙権のないため不受理とした数は含めないこと。(指定在外選挙投票区の投票管理者が作成する場合、 選挙権のないため仮投票した数についても同様とする。)

 - (コ)欄については、小数点第3位を四捨五入して、2位にとどめること。 指定投票区若しくは指定関係投票区又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区 の投票管理者が作成する場合は、(ケ)欄及び(コ)欄については[]内のみ記載し[]の下のそれぞれの欄は斜線を引くこと。
 - 指定在外選挙投票区の投票管理者が作成する場合は、上表欄外の文字中「開票区」を抹消し、開票管理者が作成する場合は、欄外の文字 中「投票区」を抹消すること。

附表の1の2(投票に関する調(その2)の様式)

(最高裁判所裁判官) 投票に関する調(その2)												何 投				
(E	民者	至 查													何 開	票区
分	仮 投	票 者 数	不不	在 者 投 票	者 数	在	外 投 票	者 数		代 理	投 票	者 数		点	洋	南
\	総	開い定	総	投い拒数	開い定	総	投い拒数	開い定	総	投も	期お	不も		字	上	極
\		票でし		票で否	票でし		票で否	票でし		20%	日お	在の者		投	投	投
		理受		理受決	理受		理受決	理受		151 1C	世 もの	投画	票	票	票	票
ŧ\		者理		者理定	者理		者理定	者理		おけ	票	15	ょ	者	者	者
ı \	数	お決	数	おびた	お決	数	おびた	お決	数	る	に	る	も	数	数	数
\	(ア)	(4)	(ウ)	(エ)	(才)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)	(2)	(サ)	(シ)	(ス)	(セ)	(ソ)	(タ)
		()		()	()		()	()								
95																
,		()		()	()		()	()								
女																
		()		()	()		()	()								
計																
	区分	国民 第 区 分 仮 投 総 数 (ア) 男 女	国 民 審 査 数 E L L L x 数 定した数 課 所 要 者 と 以 で (イ) 男 女 (())	国 民 審 査 区 分 仮 投 票 者 数 不 名 総 原 投 票 者 数 不 名 総 開 票 管 元 受 理 を ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	国 民 審 査	国 民 審 査	国 民 審 査	国 民 審 査	国 民 審 査	国 民 審 査	国 民 審 査	国 民 審 査	国 民 審 査	国 民 審 査	国 民 審 査	国 民 審 査

- 1「仮投票者数」欄には、投票所において仮投票したもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票、仮投票の代理投票の仮投票を含む。)の数を記載すること。
 - 2「不在者投票者数」欄には、すべての不在者投票(不在者投票の代理投票、不在者投票の代理投票の仮投票を含む。)を記載すること
 - 3「在外投票者数」欄及び(ス)欄は、指定在外選挙投票区の投票管理者及び開票管理者のみが記載するものであり、すべての在外投票(在外投票の代理投票、 在外投票の代理投票の仮投票を含む。)を記載すること。
 - 4「代理投票者数」欄には、すべての代理投票を記載するものとし、(コ)欄には投票所においてなされたもの(代理投票の仮投票、仮投票の代理投票及び仮投票 の代理投票の仮投票を含む。)を、(サ)欄には期日前投票所においてなされたもの(期日前投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(シ)欄には不在者投票においてなされたもの(不在者投票の代理投票の仮投票を含む。)を、(ス)欄には在外投票によってなされたもの(不在者投票の仮投票を含む。)を記載すること。 5 選挙権のないため不受理とした仮投票については、(イ)欄に、また、同様の理由により不受理とした不在者投票又は在外投票については、それぞれ(エ)欄及び
 - (オ)欄又は(キ)欄及び(ク)欄に、当該票数をそれぞれ()内書で再掲するこ 6 投票管理者が作成する場合は(イ)欄、(オ)欄及び(ク)欄の記載は不要であること。)内書で再掲すること。

 - 7 投票管理者が作成する場合は、上表欄外の文字中「開票区」を抹消し、開票管理者が作成する場合は、欄外の文字中「投票区」を抹消すること。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会公告

第五種共同漁業権に基づく令和7年目標増殖量について (公告)

第五種共同漁業権に基づく令和7年目標増殖量を次のとおり定めた。 令和6年12月24日

> 新潟県内水面漁場管理委員会 利昭 会 長 藤田

漁業権免許番号	漁業権者	増	殖魚	種		増殖方法	目標増殖量	備考
内共第1号	大川漁業協同組合	あ		Ø	放	流	200kg	大川
		う	<	V	産	卵場造成	$70\mathrm{m}^2$	
		い	わ	な	放	流	2,500尾	
		Þ	ま	め	放	流	2,500尾	
		€ <	、ずれ	がに	放	流	20kg	
内共第2号	大川漁業協同組合	あ		Ø	放	流	130kg	勝木川
		う	<	٧V	産	卵場造成	$70\mathrm{m}^2$	
		い	わ	な	放	流	1,950尾	
		Þ	ま	め	放	流	1,950尾	
内共第3号	三面川鮭産漁業協同組合	あ		ゆ	放	流	1,690kg	三面川
		Ţ		V	放	流	35kg	
		Š		な	放	流	35kg	
		٧١	わ	な	放	流	34,960尾	

	-101			-			
		\$	ま め	放	流	34,960尾	
		さく	らます	放	流	547,000尾	
		わか	さぎ	人	工ふ化放流	7,000千粒	
内共第4号	荒川漁業協同組合	あ	ゆ	放	流	1,080kg	荒川
		_	٧٧	放	流	100kg	令和6年のさく
		ふ	な	放	流	50kg	らます放流不足
			ぐい	産	卵場造成	100 m²	分59,450尾を、
			なぎ	放	流		令和7年に追加
		カゝ	じか	産	卵場造成	130 m²	
		カゝ		放		29,890尾	
		V) ;	b な	放	流	5,950尾	
		\$	ま め	放	流	9,280尾	
		さく	らます	放		276, 440尾	
			ずがに	放		$70 \mathrm{kg}$	
内共第5号	胎内川漁業協同組合	あ	ф	放		120kg	胎内川
		٤	ĺ١			15kg	令和6年のやま
		\$	な	放		5kg	め放流不足分
			ぐい		卵場造成		640尾を、令和
			じか		卵場造成	$50\mathrm{m}^2$	7年に追加放流
			じか			1,460尾	
			ます	放		80kg	
			b な			10,420尾	
			ま め	放		15,700尾	
			らます			69,440尾	
内共第6号	加治川漁業協同組合	あ	ゆ			420kg	加治川
1 12 (2)	747 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17		っ わ な			6,880尾	746167
				放		10,320尾	
			らます	放		166,090尾	
内共第7号	福島潟新井郷川漁業協同組合	2	<u>را</u>	放			福島潟ほか
1 32 (2)3 . 3	12 PS 1999/19 1 WAS 1891 1922 E	\$	な	放		135kg	KHV発生水域で
			ずがに				あるため、コイ
			, , , (=	///	Į/iū	10118	の種苗放流を実
							施しない。
内共第8号	東蒲原郡漁業協同組合	あ	ф	放	流	850kg	
1 12/31 0 .3	松浜内水面漁業協同組合	2		放放		-	KHV発生水域で
	新潟市大形地区漁業協同組合	\$		放放			あるため、コイ
	阿賀野川漁業協同組合				卵場造成		の種苗放流を実
	門負為,加州朱伽門加口		、ます				施しない。
				放放		15,930尾	
				放放	-	17,360尾	
				放放		3,080尾	
			し <i>が</i> ずがに			70kg	
内共第9号		2		放放			鳥屋野潟
	wa/生わ wat以来 MN lalve ロ	ر چ		放放		201za	ME対例 KHV発生水域で
		×0.*	' &	JJX.	()/ L	SONS	あるため、コイ
							の種苗放流を実
							が健田放航を美 施しない。
内共第10号		あ	ル	放		5, 380kg	他しない。 信濃川ほか
r 1光第10万 	ほか5漁業協同組合	2		放放			令和6年のやま
	(より、日本) 日本(古)						
1	l	\$	15	放	流	190kg	め放流不足分

ふ な 放 流	17/11 O T 12/7/24		/my	까		HX			₩100 7
5 な ぎ か 放 流 に じょか 放 流 流 150kg 流 元 15kg 今和 4~6 年の			う	<	٧١	産	卵場造成	$310\mathrm{m}^2$	75,468尾を、令
か じ か 放 流 55,096元 今14.4~6年2 1814は ウグイス保分社 ウガ 放 流 15,105元 175,00元 1			う	ぐ	V	人	工ふ化放流	20千粒	和7年に追加放
か じ か 放 流 55,096元 今14.4~6年2 1814は ウグイス保分社 ウガ 放 流 15,105元 175,00元 1			う	な	ぎ	放	流	120kg	流。
いわな 放 流 145,160尾 元 100千粒をやまめ 放 流 118,235尾 令和了年に追加 大 次 放 流 35kg 金和6 年のやまめ 放 流 15,000尾 金和6 年のやまめ 放 流 15,000尾 12,660尾 13,244尾を、全 まめ 放 流 15,100尾 15,10				じ	カュ	放		55,096尾	令和4~6年の
いわな 放 流 145,160尾 元 100千粒をやまめ 放 流 118,235尾 令和了年に追加 大 次 放 流 35kg 金和6 年のやまめ 放 流 15,000尾 金和6 年のやまめ 放 流 15,000尾 12,660尾 13,244尾を、全 まめ 放 流 15,100尾 15,10			に	じま	す	放	流	814kg	ウグイ不足分10
中央第11号 無額側組合 中央第11号 無額側組合 中央第11号 無額側組合 中央第11号 上で表別 中央第11号 上で表別 中央第11号 上で表別 中央第11号 上で表別 上で			V		な	放		145, 160尾	㎡、100千粒を
内共第11号 無沼漁業協同組合 本 本 大 次 次 流 次 次 次 次 次 次 次			Þ	ま					
内共第11号									
本	内共第11号	魚沼漁業協同組合	_			-			
方 ぐ い 産卵場造成 8,500代 的 放流不足分 500kg 13,24程金 500kg 15,100尾 15,									
おかさぎ 大工ふ化放流 500kg 13,244尾を、令 12,660尾 15,100尾 13,24尾を、令 12,660尾 15,100尾 15,				<"					
に じま 寸 放 放 流 500kg 13,244尾を、名称			わ						
P									
内共第12号 無沼漁業協同組合 こ いか 流 15,100尾 流 ほか1漁業協同組合 こ いか ながか 流 35kg 令和6年のやまめかがさぎん工ふ化放流 973種 わかさぎんなか 人工ふ化放流 973種 10,504尾を、令をまめ放 76,370尾 和7年に追加が553,570尾 内共第13号 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 あいかが変元 5kg おかなが流 5kg 流 5kg おかなが流 5kg 流 5kg おかなが流 5kg 流 5kg 内共第14号 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 あいわなが流 5kg 内共第15号 関川水系漁業協同組合 あいかなが流 10kg 関川 内共第16号 関川水系漁業協同組合 よいかかなが流 10kg 関川 本にじますか が、流 20kg 1,1710尾 内共第16号 関川水系漁業協同組合 ラぐいかか流 1,1710尾 関川上流 内共第16号 関川水系漁業協同組合 ラぐいかか流 流 20kg 内共第16号 関川水系漁業協同組合 ラくいいかかが流 1,710尾 関川上流 内共第16号 関川水系漁業協同組合 ラくいいかかが流 20kg 別川上流 本にじますが流 か、が流 20kg 別川上流 か、おので、ころの尾 現所上流 20kg 別川上流 本にじますが流 か、か が が が にいたが流 20kg 別川上流 本にいわかなが流 20kg 別川上流									
内共第12号 魚沼漁業協同組合 こ い 放 流 流 35kg 10,504尾を、全 か 放 流 5kg 10,504尾を、全 か 放 流 5kg 53,570尾 10,504尾を、全 か 放 流 5kg 53,570尾 10,504尾を、全 か 放 流 5kg 53,570尾 10,504尾を、全 か 放 流 5kg									
日か 1 漁業協同組合 あ	内土笙19号	鱼沼海業協同組合				1			
カル・カン な が が が が が が が が が が が が が が が が が が	117/3/12/3								
おかさぎ 人工ふ化放流 973種 10,504尾を、令和7年に追加が流流 20kg 53,570尾 流流 5kg 放放流流 5kg 5kg が 5kg		はが、自然未協同配口		Z'					
P									
内共第13号 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 あ ゆ 放 流 5kg 舗石川 よっぐい方かな 放 流 5kg か 放 流 5kg 5kg ウス ぎ 放 流 5kg 5kg 5kg ウス ぎ 放 流 5kg 5kg 5kg ウス き め 放 流 5kg 5kg 5kg 内共第14号 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 カ 次 流 5kg 5kg ウス か か 流 5kg 5kg 5kg ウス い か 放 流 5kg 5kg 5kg ウス い か 放 流 1,450尾 20nd 110kg 9川 ウス い か 放 流 15kg かめ放流不足分 20nd 1,127尾を、令 ウス い を ま め 放 流 1,710尾 1,710尾 流 1,710尾 中共第16号 関川水系漁業協同組合 ウス い な 放 流 1,710尾 20kg 1,710尾 ル わ な 放 流 1,710尾 20kg 1,710尾 20kg ル お な 放 流 1,710尾 20kg 1,710尾 ル お な 放 流 1,710尾 20kg 1,710尾 ル お な 放 流 1,710尾 20kg 1,710尾 ル お な 放 流 5kg 1,710尾 1,710尾 カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・カース・									
内共第13号 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 あ ゆ 放 流 5kg 5kg 新石川 か 放 流 5kg 5kg 5kg 5kg 5kg 20㎡ 5kg 5kg 20㎡ 5kg 20㎡ 6kg 20㎡ 6kg 20㎡ 6kg 20㎡ 400尾 8川 20㎡ 70kg 8川 8川 20㎡ 1,450尾 8川 20㎡ 1,450尾 20㎡ 1,450尾 20㎡ 1,450尾 20㎡ 1,10kg 9川 30m 110kg 9川 30m 110kg 9川 30m 30m									
こ い 放 流 5kg ふ な ぎ 放 流 20㎡ う な ぎ 放 流 400尾 や ま め 放 流 500尾 内共第14号 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 あ ゆ 放 流 500尾 内共第15号 関川水系漁業協同組合 あ ゆ 放 流 1,450尾 や ま め 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ が 産 卵 場 造 成 20㎡ い わ な 放 流 1,710尾 カ 7年に追加が流 流 1,710尾 や ま め 放 流 1,710尾 関川上流 (県境部) 内共第16号 関川水系漁業協同組合 う ぐ い 産卵場造成 20㎡ 流 1,710尾 い わ な 放 流 1,710尾 東 よ め 放 流 1,710尾 水信漁業協同組合 う ぐ い 産卵場造成 20㎡ 流 1,710尾 い わ な 放 流 1,710尾 関川上流 (県境部)			73	ょ	(X)	瓜又	ÐIL	53,570)毛	Ðι∟ _o
こ い 放 流 5kg ふ な ぎ 放 流 20㎡ う な ぎ 放 流 400尾 や ま め 放 流 500尾 内共第14号 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 あ ゆ 放 流 500尾 内共第15号 関川水系漁業協同組合 あ ゆ 放 流 1,450尾 や ま め 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ 放 流 15kg ふ な 放 流 15kg シ が 産 卵 場 造 成 20㎡ い わ な 放 流 1,710尾 カ 7年に追加が流 流 1,710尾 や ま め 放 流 1,710尾 関川上流 (県境部) 内共第16号 関川水系漁業協同組合 う ぐ い 産卵場造成 20㎡ 流 1,710尾 い わ な 放 流 1,710尾 東 よ め 放 流 1,710尾 水信漁業協同組合 う ぐ い 産卵場造成 20㎡ 流 1,710尾 い わ な 放 流 1,710尾 関川上流 (県境部)									
本 な 放 流 5 kg 20 m² 方 kg 20 m² 方 kg 20 m² 方 kg 20 m² 方 kg 20 m² 放 流 500尾 棚川 70 kg 棚川 棚川 大 kg 方 0 kg 棚川 棚川 大 kg	内共第13号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合							鯖石川
うぐい産卵場造成 20㎡ 5kg									
内共第14号 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 あ ゆ 放 流 5kg 400尾 2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000									
内共第14号 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 あ ゆ 放 流 5kg 70kg 鵜川 内共第14号 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 あ ゆ 放 流 5kg 20㎡ 線川 ふ な 放 流 5kg か 放 流 5kg 20㎡ 1,450尾 ウ ぐ い 放 流 2,260尾 大生 め 放 流 2,260尾 大生 め 放 流 110kg 関川 内共第15号 関川水系漁業協同組合 あ ゆ 放 流 15kg か 放 流 15kg か 放流不足分 ふ ないに じます 放 流 80kg 1,710尾 地方に じます 放 流 1,710尾 流。 内共第16号 関川水系漁業協同組合 ラ ぐ い 産卵場造成 流 1,710尾 1,710尾 関川上流 (県境部) 内共第16号 関川水系漁業協同組合 ラ ぐ い 産卵場造成 流 20㎡ 流 (県境部) 20㎡ 八月0尾 関川上流 (県境部)									
内共第14号 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 あ ゆ 放 流 5kg									
内共第14号 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 あ ゆ 放 流 5kg			1 1						
大会				ま		_			
本 な 放 流 5 kg 20m² 20m² 1,450尾 20m² 1,450尾 2,260尾 2,260尾 内共第15号 関川水系漁業協同組合 あ 放 流 110kg 関川令和6年のやまめ放流不足分・方でいた。 20m² 1,127尾を、令のたまの校主を、会の放流不足分・方でいた。 20m² 1,127尾を、令のたまの校主を、会の放流不足分・方でいた。 1,710尾 20m² 1,710尾 流流。 1,710尾 流流。 1,710尾 流流。 1,710尾 流流。 20m² 関川上流 流流。 20m² 関川上流 (県境部)・大きなが、か、流、1,710尾、大きなが、流、カが、流、1,710尾、大きなが、流、カが、流、1,710尾、大きなが、流、カが、流、1,710尾、大きなが、流、大きなが、流、大きの尾 大きなが、流、大きの尾 大きなが、流、大きの尾 大きのより、大きなが、流、大きの尾 大きのより、大きなが、流、大きの尾 大きのより、大きなが、流、大きの尾 大きのより、大きなが、流、大きの尾 大きのより、大きなが、流、大きの尾 大きのより、大きなが、流、大きの尾 大きのより、大きなが、流、大きの尾 大きのより、大きなが、流、大きの尾 大きのより、大きなが、流、大きの尾 大きなが、たきなが、流 大きのより、大きなが、流 大きのより、大きなが、流 大きのより、大きなが、流 大きのより、大きなが、流 大きなが、たちなが、たちなり、大きなが、たちなり、たちなが、たちなり、たちなり、たちなり、たちなり、大きなが、たちなり、大きなが、たちなり、大きなが、たちなり、大きなが、たちなり、たちなり、たちなり、大きなが、たちなり、たちなり、たちなり、たちなり、たちなり、たちなり、たちなり、たちなり	内共第14号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合			ゆ				鵜川
ウぐい 産卵場造成 いわな 放 流 1,450尾 やまめ 放 流 2,260尾 内共第15号 関川水系漁業協同組合 あ ゆ 放 流 110kg 次 流 15kg 分析 流 15kg 分析 6年のやまる な 放 流 15kg 分析流不足分 20㎡ にじます 放 流 80kg 和 7年に追加がいわな 放 流 1,710尾 流。 内共第16号 関川水系漁業協同組合 10 でい 産卵場造成 次 20㎡ 次 20㎡ 次 1,127尾を、令 20㎡ 次 20㎡ 次 20㎡ 次 20㎡ 次 1,710尾 流。 内共第16号 関川水系漁業協同組合 20㎡ 次 20㎡ 次 1,710尾 次 ま め 放 流 1,710尾 次 1,710									
内共第15号 関川水系漁業協同組合 あ ゆ 放 流 110kg 月川 今和 6 年のやまかか 流 15kg か放流不足分う ぐ い 産 卵 場 造 成 20㎡ 1,127尾を、今に じま す 放 流 1,710尾 次 ま め 放 流 1,710尾 流。 内共第16号 関川水系漁業協同組合 う ぐ い 産卵場造成 20㎡ 1,710尾 流。 内共第16号 関川水系漁業協同組合 10 で ま め 放 流 1,710尾 北信漁業協同組合 に じま す 放 流 20kg い わ な 放 流 1,710尾 次 ま め 放 流 1,710尾 次 ま め 放 流 1,710尾 次 流 1,710尾 次 流 1,710尾 次 ま め 放 流 1,710尾 次 元 1,710尾 次 ま め 放 流 1,710尾 次 ま め 放 流 570尾					な				
内共第15号 関川水系漁業協同組合 やまめ放流 2,260尾 内共第15号 関川水系漁業協同組合 あゆ放流 が放流 110kg 関川 こい放流 が放流 15kg 今和6年のやまめ放流不足分のが流で見分のが流で見分のが流でしますが、 20m² 1,127尾を、令和7年に追加が流流でいた。 いわな放流 1,710尾 大年に追加が流流である。 1,710尾 大年に追加が流流である。 内共第16号 関川水系漁業協同組合 うぐい産卵場造成にじますが流流の流流である。 20m² 関川上流の流流のが流流である。 いわな放流 1,710尾をよりが流流の流流のが流流の流流のによる。 1,710尾の流流の流流のによる。 関川上流の流流のによる。 いわな放流の流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 大きの放流の流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 やまめ放流の流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 大きのとななが流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 本まめ放流のによる。 1,710尾の流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 本まめ放布のによる。 1,710尾の流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 本にはまる。 20kgの流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 本まめ放布のによる。 20kgの流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 本にはまる。 20kgの流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 本にはまる。 20kgの流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 1,710尾の流流のによる。 1,710尾の流のによる。 <			う	<"					
内共第15号関川水系漁業協同組合あ ゆ 放 流 た な 放 流 か な 放 流 た じます 放 流 か ま め 放 流 1,710尾110kg 今和6年のやまめ放流不足分 1,127尾を、令 和7年に追加がいわな 放 流 1,710尾 次。内共第16号関川水系漁業協同組合 北信漁業協同組合う ぐ い 産卵場造成 に じます 放 流 20㎡ 1,710尾20㎡ 関川上流 (県境部) 1,710尾 な 放 流 1,710尾 い わ な 放 流 1,710尾 い わ な 放 流 570尾									
こ い 放 流 流 な 放 流 力 流 放 流 力 流 放 流 力 流 放 流 力 流 放 流 力 流 放 流 力 流 放 流 力 流 放 流 力 元 位 正 正 ま す 放 流 力 流 力 不 年 に 追 加 が 立 放 流 力 元 力 の 点 力 不 年 に 追 加 が 立 放 流 力 元 力 の 点 力 元 力 の 点 力 元 力 の 点 力 元 力 の 点 力 元 力 の 点 力 元 力 の 点 力 元 力 の 点 力 元 力 の 点 力 元 力 の 点 力 元 力 の 点 力 元 力 の 点 力 元 力 の 点 力 の る 力 の 点 力 の 点 力 の え か え か れ か る か れ か る か え か る か る か え か る か る か る か る か る				ま	め				
本 な 放 流 流 20㎡ に じます か 旅 流 15kg ら ぐ い 産卵場造成 20㎡ 1,127尾を、令 に じます 放 流 1,710尾 い わ な 放 流 1,710尾 流。 内共第16号 関川水系漁業協同組合 北信漁業協同組合 に じます 放 流 20㎡ 以 20㎡	内共第15号	関川水系漁業協同組合			ゆ				
うぐい産卵場造成にじます放放 流 1,127尾を、令にじます放放流 1,710尾 が 放放流 1,710尾 流流 1,710尾 内共第16号 関川水系漁業協同組合 にじます放 流 20㎡ 1,127尾を、令 和 7年に追加が流流。 水信漁業協同組合 にじます放 流 20㎏ いわな放流 1,710尾 やまめ放 流 1,710尾 やまめ放 流 570尾									令和6年のやま
にじます 放 流 1,710尾 い わ な 放 流 1,710尾 や ま め 放 流 1,710尾 内共第16号 関川水系漁業協同組合 北信漁業協同組合 い わ な 放 流 1,710尾 い わ な 放 流 1,710尾 や ま め 放 流 570尾					な				
内共第16号関川水系漁業協同組合 北信漁業協同組合う ぐ い 産卵場造成 に じます 放 流 い わ な 放 流20㎡ 1,710尾関川上流 (県境部)い わ な 放 流 や ま め 放 も 放 流1,710尾 1,710尾 570尾									
内共第16号関川水系漁業協同組合 北信漁業協同組合やまめ放 でいを卵場造成 にじます放 いわな放 やまめ放20㎡ 流 1,710尾 (県境部)									和7年に追加放
内共第16号関川水系漁業協同組合 北信漁業協同組合う ぐ い 産卵場造成 に じます 放 流 い わ な 放 流 や ま め 放20㎡ 流 1,710尾 570尾									流。
北信漁業協同組合 に じ ま す 放 流 20kg (県境部) い わ な 放 流 1,710尾 や ま め 放 流 570尾						1			
い わ な 放 流 1,710尾 や ま め 放 流 570尾	内共第16号			-					
や ま め 放 流 570尾		北信漁業協同組合							(県境部)
内共第17号 桑取川漁業協同組合 あ ゆ 放 流 50kg 桑取川				ま					
	内共第17号	桑取川漁業協同組合	あ		ゆ	放	流	$50 \mathrm{kg}$	桑取川

		うぐ	٧١	産卵場と	造成	$40\mathrm{m}^2$	
		かじ	カュ	放	流	680尾	
内共第18号	能生内水面漁業協同組合	あ	ゆ	放	流	90kg	能生川
		うぐ	V	産卵場は	造 成	$90\mathrm{m}^2$	
		かじ	カュ	放	流	3,080尾	
		いわ	な	放	流	7,950尾	
		やま	め	放	流	7,950尾	
为共第19号	糸魚川内水面漁業協同組合	あ	ゆ	放	流	240kg	早川
		うぐ	γì	産卵場は	造成	120 m²	
		かじ	カュ	放	流	2,240尾	
		にじる	き す	放	流	85kg	
		いわ	な	放	流	9,750尾	
		やま	め	放	流	9,500尾	
7共第20号		あ	ゅ	放	流	240kg	海川
		うぐ	V	産卵場資	造 成	$120\mathrm{m}^2$	
		かじ	カュ	放	流	2,240尾	
		にじる	と す	放	流	85kg	
		いわ	な	放	流	9,750尾	
		やま	め	放	流	9,500尾	
7共第21号	糸魚川内水面漁業協同組合	あ	ゆ	放	流	450kg	姫川
		うぐ	γì	産卵場は	造成	150 m²	
		かじ	カュ	放	流	2,240尾	
		にじる	と す	放	流	120kg	
		いわ	な	放	流	19,360尾	
		やま	め	放	流	17,270尾	
为共第22号	羽茂川内水面漁業協同組合	あ	ゆ	放	流	100kg	羽茂川
		うぐ	V	産卵場は	造 成	$30\mathrm{m}^2$	
		いわ	な	放	流	3,880尾	
		やま	め	放	流	6,400尾	
	·	あ	ゆ	放	流	11, 240kg	
		۲	٧١	放	流	1, 375kg	
		\$	な	放	流	1, 265kg	
		うぐ	V	産卵場は	造 成	1, 310 m²	
		うぐ	V	人工ふ化	放流	20千粒	
		うな	ぎ	放	流	145kg	
	計	わかる	ぎぎ	人工ふ化	放流	16, 473千粒	
		かじ	カュ	産卵場と	造 成	180 m²	
		かじ	カュ	放	流	100,006尾	
		にじる	き す	放	流	1, 984kg	
		いわ	な	放	流	368,680尾	
		やま	め	放	流	334,635尾	
		さくら	ます	放	流	1,058,970尾	
		もくず	がに	放	流	270kg	

内共第10号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
你未惟允可管力	你未惟有	7日7世紀1里	1月7世7月1公	口你怕但里	畑か
内共第10号	信濃川漁業協同組合	_ V	放 流	320kg	信濃川
		ふ な	放 流	165kg	
		もくずがに	放 流	70kg	
	加茂川漁業協同組合	あゅ	放 流	150kg	加茂川
		いわな	放 流	1,900尾	

	や	ま	め	放	流	2,670尾	
五十嵐川漁業協同組合	あ		ゆ	放	流	680kg	五十嵐川
	٦		٧١	放	流	$10 \mathrm{kg}$	
	う	ぐ	٧١	産	卵場造成	$50\mathrm{m}^2$	
	カュ	じ	カュ	放	流	2,726尾	
	に	じま	す	放	流	654 kg	
	٧١	わ	な	放	流	3,770尾	
	Þ	ま	\otimes	放	流	2,825尾	
刈谷田川漁業協同組合	あ		ゆ	放	流	10kg	刈谷田川
	٦		٧١	放	流	25kg	
	Š		な	放	流	5kg	
	う	<	٧١	産	卵場造成	$50\mathrm{m}^2$	
	に	じま	す	放	流	30kg	
	٧١	わ	な	放	流	7,290尾	
	B	ま	め	放	流	3,650尾	
魚沼漁業協同組合	あ		ゆ	放	流	4, 440kg	魚野川
	ر ۲		٧١	放	流	735kg	令和6年のやま
	Š		な	放	流	605kg	め放流不足分
	う	<"	٧v	産	卵場造成	$200\mathrm{m}^2$	75,468尾を、令
	う	な	ぎ	放	流	110kg	和7年に追加放
	カュ	じ	カュ	放	流	48,070尾	流。
	に	じま	す	放	流	90kg	
	٧١	わ	な	放	流	122,870尾	
	Þ	ま	め	放	流	96,000尾	
中魚沼漁業協同組合	あ		ゆ	放	流	100kg	清津川
	٦		٧١	放	流	$20 \mathrm{kg}$	令和4~6年の
	Š		な	放	流	$15 \mathrm{kg}$	ウグイ不足分10
	う	<	٧١	産	卵場造成	$10\mathrm{m}^2$	m ² 、100千粒を
	う	<	٧١	人	工ふ化放流	20千粒	令和7年に追加
	う	な	ぎ	放	流	$10 \mathrm{kg}$	する。
	カュ	じ	カュ	放	流	4,300尾	
	に	じま	す	放	流	$40 \mathrm{kg}$	
	٧١	わ	な	放	流	9,330尾	
	Þ	ま	\otimes	放	流	13,090尾	
	あ		Ø	放	流	5, 380kg	
	۲		٧١	放	流	1, 110kg	
	Š		な	放	流	790kg	
	う	ぐ	٧١	産	卵場造成	$310\mathrm{m}^2$	
	う	<	٧V	人	工ふ化放流	20千粒	
計	う	な	ぎ	放	流	120kg	
	カュ	じ	カュ	放	流	55,096尾	
	に	じま	す	放	流	814kg	
	٧١	わ	な	放	流	145, 160尾	
	ゃ	ま	め	放	流	118,235尾	
	₽	くずが	にに	放	流	$70 \mathrm{kg}$	

内共第12号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増	殖魚和	Ĺ	増	殖方法	目標増殖量	備考
内共第12号	魚沼漁業協同組合	ſΙ		11	放	流	45 kg	只見川
		Š		な	放	流	35 kg	令和6年のやま
		う	<	٧١	産卵	羽場 造成	$30\mathrm{m}^2$	め放流不足分

		わいや	か さ わ ま	ぎなめ			10,504尾を、令 和7年に追加放 流。
	檜枝岐村漁業協同組合	V	わ	な		63,770尾	只見川
		や	ま	め	放 流	41,210尾	
		7		11	放 流	$45 \mathrm{kg}$	
		Š		な	放 流	35 kg	
計		う	<	١,١	産卵場造成	30 m²	
		わ	かさ	ぎ	人工ふ化放流	973千粒	
		い	わ	な	放 流	76, 370尾	
		ゃ	ま	\Diamond	放 流	53,570尾	

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第155号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条の規定により、令和7年中の技 能検定員審査を次のとおり行う。

令和6年12月24日

新潟県公安委員会

委員長 斎藤 良人

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査の期日	申請期間
	第1回	4月14日 (月) から4月18日 (金)	2月17日 (月) から2月28日
		までの5日間及び4月21日(月)か	(金) までの間
技能検定員審査 (普通)		ら4月25日(金)までの5日間	
技能検定員審査 (大型二種)		(午前8時30分から午後5時まで)	
技能検定員審査 (中型二種)		6月2日(月)から6月6日(金)	5月1日(木)から5月15日
技能検定員審査 (普通二種)	第2回	までの5日間及び6月9日(月)か	(木) までの間
		ら6月13日(金)までの5日間	
		(午前8時30分から午後5時まで)	
		10月27日(月)から10月31日(金)	9月2日 (火) から9月16日
	佐り同	までの5日間及び11月4日(火)か	(火) までの間
	第3回	ら11月7日(金)までの4日間	
		(午前8時30分から午後5時まで)	
技能検定員審査 (大型)		7月7日 (月) から7月11日 (金)	5月7日(水)から5月20日
技能検定員審査 (中型)	第1回	までの5日間	(火) までの間
技能検定員審査 (準中型)		(午前8時30分から午後5時まで)	
技能検定員審査 (大特)		11月25日(火)から11月28日(金)	9月4日 (木) から9月17日
技能検定員審査 (大自二)	笠 0 同	までの4日間	(水)までの間
技能検定員審査(普自二)	第2回	(午前8時30分から午後5時まで)	
技能検定員審査 (牽引)			

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1 新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 25歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(技能検定員審査(大型二種)を受審する場合

にあっては大型二種免許、技能検定員審査(中型二種)を受審する場合にあっては大型二種免許又は中型二種免許、技能検定員審査(普通二種)を受審する場合にあっては大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許)を現に有する者であること(運転免許の効力停止中の者を除く。)。

- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第2号ロからホまでのいずれにも該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者であること(技能検定員審査 (大型二種)、技能検定員審査(中型二種)又は技能検定員審査(普通二種)を受審する場合に限る。)。

4 審査細目

審査は、次の細目(細目の一部を免除される者にあっては、免除細目以外の細目)について行う。

- (1) 技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能 検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能(実技)
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能(実技)
 - ウ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項(論文)
 - エ 自動車教習所に関する法令についての知識 (論文)
 - オ 技能検定の実施に関する知識 (論文)
 - カ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 (論文)
- (2) 技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能(実技)
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能(実技)
 - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 (論文)
 - エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 (論文)
- 5 審査の申請手続

技能検定員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者にあっては、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 技能検定員審査 (大型二種)、技能検定員審査 (中型二種) 又は技能検定員審査 (普通二種) を受審する者 にあっては、対応する第一種の運転免許に係る技能検定員資格者証の写し
- 6 審査手数料

審査手数料の納入方法については、下記問合せ先に問い合わせること。

7 本審査に関する問合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター技能・教習所係

電話番号 025-256-1212 内線 256

◎新潟県公安委員会告示第156号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第10条の規定により、令和7年中の教習指導員審査を次のとおり行う。

令和6年12月24日

新潟県公安委員会

委員長 斎藤 良人

1 審査の種類、期日及び申請期間

審査の種類	回数別	審査の期日	申請期間	
		4月14日(月)から4月18日(金)	2月17日 (月) から2月28日	
	tota	までの5日間及び4月21日(月)か	(金) までの間	
教習指導員審査 (普通)	第1回	ら4月25日(金)までの5日間		
教習指導員審査 (大型二種)		(午前8時30分から午後5時まで)		
教習指導員審査 (中型二種)		6月2日(月)から6月6日(金)	5月1日(木)から5月15日	
教習指導員審査 (普通二種)	tota a	までの5日間及び6月9日(月)か	(木) までの間	
	第2回	ら6月13日(金)までの5日間		

		(午前8時30分から午後5時まで)	
	第3回	10月27日 (月) から10月31日 (金)	9月2日 (火) から9月16日
		までの5日間及び11月4日(火)か	(火)までの間
		ら11月7日(金)までの4日間	
		(午前8時30分から午後5時まで)	
教習指導員審査 (大型)		6月30日(月)から7月4日(金)	5月7日(水)から5月20日
教習指導員審査 (中型)	第1回	までの5日間	(火)までの間
教習指導員審査 (準中型)		(午前8時30分から午後5時まで)	
教習指導員審査 (大特)		11月17日(月)から11月21日(金)	9月4日(木)から9月17日
教習指導員審査 (大自二)	答 0 🗔	までの5日間	(水)までの間
教習指導員審査(普自二)	第2回	(午前8時30分から午後5時まで)	
教習指導員審査 (牽引)			

2 審査の場所

新潟県北蒲原郡聖籠町東港7丁目1番地1 新潟県警察本部交通部運転免許センター

3 受審者の資格

受審者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 21歳以上の者であること。
- (2) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(教習指導員審査(大型二種)を受審する場合にあっては大型二種免許、教習指導員審査(中型二種)を受審する場合にあっては大型二種免許又は中型二種免許、教習指導員審査(普通二種)を受審する場合にあっては大型二種免許、中型二種免許又は普通二種免許)を現に有する者であること(運転免許の効力停止中の者を除く。)。
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第2号ロ及びハに該当しない者であること。
- (4) 対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者であること (教習指導員審査 (大型二種)、教習指導員審査 (中型二種) 又は教習指導員審査 (普通二種) を受審する場合に限る。)。

4 審査細目

審査は、次の細目(細目の一部を免除される者にあっては、免除細目以外の細目)について行う。

- (1) 教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習 指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (実技)
 - イ 技能教習に必要な教習の技能(面接)
 - ウ 学科教習に必要な教習の技能(面接)
 - エ 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (論文)
 - オ 自動車教習所に関する法令についての知識 (論文)
 - カ 教習指導員として必要な教育についての知識 (論文)
- (2) 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)
 - ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (実技)
 - イ 技能教習に必要な教習の技能(面接)
 - ウ 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 (論文)
- 5 審査の申請手続

教習指導員審査申請書に次の書類を添付し、申請期間内に新潟県警察本部交通部運転免許センター経由で申請すること。

- (1) 審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許証の写し
- (2) 審査細目の一部を免除される者にあっては、当該審査細目の一部を免除される者であることを証する書面
- (3) 教習指導員審査 (大型二種)、教習指導員審査 (中型二種) 又は教習指導員審査 (普通二種) を受審する者 にあっては、対応する第一種の運転免許に係る教習指導員資格者証の写し
- 6 審查手数料

審査手数料の納入方法については、下記問合せ先に問い合わせること。

7 本審査に関する間合せ先

新潟県警察本部交通部運転免許センター技能・教習所係 電話番号 025-256-1212 内線 256